

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

福島県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

SK2021045・2804、3005、SK2021043・2909

③施設の情報

名称：堀川愛生園		種別：児童養護施設
代表者氏名：施設長 影山 和輝		定員（利用人数）： 35 名（ 22 名）
所在地：福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字丸内 94		
TEL：0247-33-2739		ホームページ： https://aiseien.wixsite.com/aiseien
【施設の概要】		
開設年月日：昭和 20 年 10 月 1 日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 堀川愛生園		
職員数	常勤職員： 15 名	非常勤職員 3 名
有資格 職員数	（資格の名称） 名 保育士 7 名 児童指導員 6 名 栄養士 1 名 社会福祉士・児童指導員 1 名	
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）
	本園小舎 4 （さくらホーム、くるみホーム、 かえでホーム、まゆみホーム）	子ども部屋 4、職員居室 2、LDK 和室、風呂、トイレ 2、食品庫 クローゼット、サンルーム リフレッシュルーム スタッフルーム
	分園（高野ホーム）	子ども部屋 4、職員居室 2、LDK 和室、風呂、トイレ 2、食品庫、ク ローゼット、サンルーム スタッフルーム
	管理棟	事務所、体育館、図書室 学習室、作法室、静養室 面接室、職員宿舎
	家庭支援棟 2 センターホール ホワイトホーム	DK、居室 2、風呂、トイレ 講堂、台所、トイレ 居室 3、風呂、LDK、トイレ

④理念・基本方針

【理念】

運営の基本となる聖書のみ言葉

『「わたしの名のためにこのような子どもの一人を受け入れる者は、わたしを受け入れるのである。わたしを受け入れる者は、わたしではなくて、わたしをお遣わしになった方を受け入れるのである。」』（マルコによる福音書 9 章 37 節）

『「子どもたちをわたしのところに来させなさい。妨げてはならない。神の国はこのような者たちのものである。はっきり言うておく。子どものように神の国を受け入れる人でなければ、決してそこに入ることはできない。」』（同 10 章 14・15 節）

堀川愛生園は戦後の混乱期に親を亡くし、家を失くした子どもたちのために創設され、聖書に基づくキリストの示された愛によって、二人の牧師をはじめとするキリスト協会と棚倉町をはじめとする多くの方々の祈りと協力によってその働きが支えられてきました。よって愛生園はいつの時代にあっても、先達の志を受け継ぐ者としてイエスキリストの愛に根ざし、何よりもここに招かれた子どもたちの最善の利益を常に求めつつ、共に歩み、共に生きることを働きの中心とします。

【基本方針】

1. 堀川愛生園は創立以来大切にしてきた小舎（グループホーム）での養育を基本とし、子どもたちに家庭に近い環境で生活できるように配慮します。
2. 堀川愛生園は一人ひとりの子どもの理解と受容に努め、おとなとの基本的な信頼関係の再構築に最大限の努力をします。
3. 堀川愛生園は様々な事情により園での生活を余儀なくされている子どもたちの養育の責任を果たすために、一人ひとりの子どもが「安心」して「安全」に生活できる環境を整え、特に子どもの権利を最大限に守ることを配慮します。
4. 堀川愛生園は子どもの養育者としての自覚と責任を常に持ち、子どもの身近にあって良きおとなのモデルとなるようにします。また、子どもにとって必要なおとなの存在となるべく、養育に必要な知識の習得や技能の向上に努めます。
5. 堀川愛生園は福祉の必要な子どもたちに対して、児童相談所を始めとする関係諸機関、学校等の教育機関、病院等の医療機関と連携し、子どもにとっての最善の利益を求めます。
6. 堀川愛生園は園で生活する子どもだけでなく、園の置かれている地域の子どもたちへの支援、その家族への支援を積極的に行います。

⑤施設の特徴的な取組

1. 小舎制とグループホームにおいて、子どもと大人（職員）が家庭により近い環境のなかで寝食を共にしながら生活し、人間関係、信頼関係の修復、回復を目指している。
2. 小舎ごとに各年代の子どもたちと職員が一つの家族を構成しながら生活できるようになっている。子ども部屋は個室になるよう家具等で仕切られプライバシーに配

慮されている。

3. 小舎ごとに職員が食事の準備をするが、特に夕食準備や食事の時間は家族としての大切な時間としてかかわっているので、職員による子どもたちの生活状況の把握、対話や手伝いを通した寄り添う支援・養育により、子どもたちの基本的欲求が充足されている。また、そのかわりの中で基本的な生活習慣を身につけられるようにしている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和6年5月15日（契約日）～ 令和7年1月31日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和元年度 （令和元年度）

⑦総評

◇特に評価の高い点

<法人創立の原点を踏まえた理念の継承>

「何よりもここに招かれた子どもたちの最善の利益を常に求めつつ、ともに歩み、ともに生きることを働きの中心とする」とした法人創立の原点は、「本来子どもは家庭で育つべきである」という養育理念とともに継承され、小舎制が児童養護施設のあり方として位置づけられる以前から実践されている点は高く評価できる。

<単年度の事業計画の策定>

単年度の事業計画は、各部署による前年度の振り返りを踏まえつつ、毎年度1月中旬から2月下旬にかけて全職員参加のもとで事業計画案を作成しているだけでなく、理事会・評議員会における説明も担当職員が行うなど、全職員参加によるPDCAサイクルが確立している点は高く評価できる。

<職員の育成体制>

職員の育成について、スーパービジョン体制を確立し、職務上の日常的な指導だけでなく、職員会議や自立支援計画の策定会議等を活用しながら行っている点と働く職員のメンタルヘルス対策として外部から公認心理師を招聘して実施している個別面談は高く評価できる。

◇改善を求められる点

<資金計画を踏まえた中・長期計画の策定>

前回の第三者評価の結果を踏まえ、未整備だった中・長期計画は令和6年度から11年度までの6か年計画として策定され、3年目の中期目標も明記された。今年度が初年度であるが、1年ごとの成果、実績等については理事会に報告することも確認できた。しかし、財務面での裏付けとなる収支計画や成果、実績を評価するための数値目標が設定されていないといった課題や、単年度計画との整合性について

不十分な点も明確になった。

ついては、1年目の振り返りと併せて中・長期計画を推進するための財務面での裏付けである収支計画の立案と、計画の評価をするための数値目標の設定を行ってほしい。また、中・長期計画と単年度の事業計画との整合性について図られていない部分がある。具体的には、ソフト面では中・長期計画Ⅲ.福祉人材に対する基本姿勢に「期待する職員像を明確にし、内外に明示する」とあるが単年度計画には入っていない。またハード面では、令和6年度の単年度計画のⅢ.処遇の実際 1.運営目標の総論に「未稼働ホームの再整備を図る」ことが位置づけられているが中・長期計画にはその記載がないなど、内容的に整合性が図られていないところが散見されるので、1年目の振り返りを通して必要な部分の見直しを行ってほしい。

<自己評価及び第三者評価の結果に対する組織的・計画的な取組>

第三者評価制度に基づく自己評価は、担当者を決め毎年実施されており、そのなかで明確になった課題等は職員間で共有する仕組みができています。しかし、いつ・どこで・だれが・何を・いつまでにやるかといった組織的・計画的に取り組むための体制が整っていないため、自己評価で明らかになった課題はそのままになってしまっている。また、定期的に受審している第三者評価においても、そのなかで改善が求められた課題に対する取組は不十分になってしまい、再度同様の改善が求められる項目が出ています。

ついては、実施と課題共有ができていますので、今回の第三者評価受審を機に組織的・計画的に課題解決に向けた取組を一步進めるためにも、事務分掌等で担当者を明確にするとともに全職員参加で開催している職員会議等で課題解決に向けた協議が組織的・計画的に行える体制を整備してほしい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

この度は、評価者の皆様には事前の打合せから丁寧なご対応をいただき、ありがとうございました。養育理念でもある「本来子どもは家庭で育つべきである」を創設の原点として、大舎制による集団養育を行わず、小舎制（小規模グループケア）やグループホームによる家庭に代わる個別養育実践を基盤とし、職員のスーパービジョン体制や職員による単年度事業計画を策定するなど、子どもたちの暮らしをともしにする職員が中心となって進めていることを高く評価していただき、ありがとうございました。また、中・長期計画は令和5年度に策定したものであるため、令和6年度の振り返り・評価の初年度として実施し、単年度事業計画に生かしていきたいと思います。また、組織的・計画的な課題解決につきましては、評価を職員間で共有し、取り組んでいきたいと考えております。子どもの最善の利益を考え、サービスの質の向上に継続的に取り組みながら、地域支援を充実させ、質の高いサービスを提供できるように努めていきたいと思っています。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ—1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ—1—（１）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ—1—（１）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・㉔・c
<コメント> 運営理念、運営基本方針は、ホームページに掲載され、広く周知されている。また、令和 6 年度事業計画にも明記され、職員会議において説明、周知がなされている。 しかし、子どもに対しては、子ども用要覧にも記載がなく周知も十分とは言えない。 今後は、利用者アンケート等による周知状況の確認を行う等、要覧の改訂も含めわかりやすい資料の作成に取り組んでほしい。		

Ⅰ—2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ—2—（１）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ—2—（１）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	㉔・b・c
<コメント> 法人の中・長期計画の作成にあたり立ち上げた委員会において、全国的な動向や地域における課題等を把握・分析し、令和 6 年度からの中・長期計画に反映されている。		
③	Ⅰ—2—（１）—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	㉔・b・c
<コメント> 現状分析や具体的な課題、問題点を明確にしながら組織として中・長期計画を策定している。 また、役員に対しては、理事会に併せて年 1 回役員研修会を開催し、経営状況や改善すべき課題を共有している。職員に対しては、年度末の職員会議において収支状況を説明し、対応策等を確認している。		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—（１）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—（１）—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・⑥・c
＜コメント＞ 令和6年3月の理事会において承認された中・長期計画（令和6年度～11年度）は、3年目の中期目標も明確にしている。また1年ごとに成果、実績等について理事会に報告する予定であることも確認できた。 しかし、財務面での裏付けとなる収支計画や数値目標の具体的な成果等の設定がない。例えば、未稼働ホームの再整備に係る具体的な中・長期的なビジョンや資金計画、期待する職員像の明確化及び具体策等が挙げられる。 今後は、1年目の振り返りと併せて収支計画の立案、数値目標の設定を行ってほしい。		
⑤	I—3—（１）—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・⑥・c
＜コメント＞ 単年度の事業計画は、事業実施状況の振り返りに基づき決定した方針を各部署で計画として具体化し案をまとめている。 しかし、中・長期計画の内容の反映、事業実施に係る数値目標や成果の具体性に課題があるため、実施状況の評価を十分に行えていない。 今後は、この課題解決に向けて、中・長期計画の見直しと併せて単年度計画における数値目標や具体的な成果を内容としたものに見直してほしい。		
I—3—（２）事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—（２）—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	③・b・c
＜コメント＞ 単年度の事業計画の策定は、職員の役割やスケジュールを明確にし、振り返りに基づき決定した方針を各部署で計画として具体化している。そのうえで、全職員が参加する職員会議で案をまとめている。 また、評議員会、理事会において職員が説明している。		
⑦	I—3—（２）—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・⑥・c
＜コメント＞ 事業計画の主な内容は、広報誌やホームページ、SNS等で行事等を中心に周知している。また、子どもには不安になったり混乱したりしないようホームごとに状況に合わせて行事等の予定を周知している。 今後は、行事等にとどまらず事業計画の内容を写真やイラスト等を使い、分かりやすく説明した資料等の作成を検討してほしい。		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果
I—4—（１）質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	
⑧	I—4—（１）—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 a・b・c
＜コメント＞ スーパービジョンの体制が整っており、日常の機会を捉えて実施されている。また、第三者評価制度に基づく自己評価を担当者が毎年実施し、課題等を職員間で共有する仕組みもある。 しかし、課題解決に向けて評価結果を分析・検討する場がなく、定期的に受審している第三者評価結果で明確になった課題への取組が組織的、計画的に行われていない。 今後は、今回の第三者評価受審を機に組織的に課題解決に向けた具体的な取組を進めてほしい。	
⑨	I—4—（１）—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。 a・b・c
＜コメント＞ 自己評価は毎年度実施しており、課題についても職員会議で共有している。しかし、課題解決に向けては、組織としての優先順位を決定するには至っていない。 今後は、今回の第三者評価受審を機に、共有した評価結果の分析・検討を行い優先順位を組織として決定し、いつまでに何をどのように改善するかを計画的に進めてほしい。	

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—１ 施設長の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果
Ⅱ—１—（１）施設長の責任が明確にされている。	
⑩	Ⅱ—１—（１）—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 a・b・c
＜コメント＞ 施設長は、毎年発行している広報誌「あいせいえん新聞」で自らの考えを明確に表明している。職員には事業計画策定のプロセスのなかで表明し、子どもには新年礼拝において話している。 また、有事における役割を業務継続計画及び消防計画で明確にし、不在時の権限委任については辞令において職務代理者を命じている。	
⑪	Ⅱ—１—（１）—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 a・b・c
＜コメント＞ 施設長は、経理規程をはじめ事務決裁規則、事務委任規則等を十分理解し取引業者等との適正な関係を保持している。	

また、法令遵守の観点で虐待問題研究会等に参画し、児童福祉に携わる者として職務倫理の厳守等に努めている。職員に対しては、職員会議等を通じて働く職員を守るための適切な労務管理について周知している。		
Ⅱ―１―（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ―１―（２）―① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	㉖・b・c
<コメント> 施設長は、養育、支援の質の向上の観点から倫理綱領を職員会議の議題として取り上げ、具体的な取組を明示し指導力を発揮している。 また、スーパービジョン体制を構築し、自らもスーパーバイザーとして参画するとともに、個別スキルアップ（研修）計画票を活用して職員の教育・研修の充実を図っている。さらに、地域における公益的な取組だけでなく私的にも様々な学会等に所属し専門性の向上に努めている。		
13	Ⅱ―１―（２）―② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	㉖・b・c
<コメント> 施設長は、子どもへの支援の質を確保しながら、職員が住み込みでなくても通勤での勤務ができるよう労働環境の改善を図るとともに、ICTの活用により職員の業務改善に取り組んでいる。 入所児童の状況や取り巻く状況の変化が激しい現状にあるなかで、運営理念、養育理念の実現に向けた経営改善や業務の実効性を高めるため、職員会議等での発言を通して意識形成に努めている。		

Ⅱ―２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ―２―（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ―２―（１）―① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・㉖・c
<コメント> 令和6年度から6か年の中・長期計画には、人材の確保、定着、育成が位置づけられている。特に育成については、個別スキルアップ（研修）計画票と事業計画に定める研修計画に基づき推進している。 しかし、職員採用計画や運営理念実現のための期待する職員像の明確化についてはこれからであるので、中・長期計画に基づく具体的な取組を進めてほしい。 なお、心理職の配置は喫緊の課題であるため、採用するためのより具体的な策を講じてほしい。		
15	Ⅱ―２―（１）―② 総合的な人事管理が行われている。	a・㉖・c
<コメント> 期待する職員像は運営理念や運営基本方針の文章のなかに表現されているが、読み込まないと分からない。人事基準は規定で明確にされ、昇格人事等に必要な職能基準も項目は		

示されているが、当日提出された資料からは、どのレベルに到達すれば昇格するのがわからなかった。 今後は、期待する職員像をわかりやすく明文化するとともに、職能基準をもとにした人事評価制度を構築する等、一定の人事基準に基づいた評価ができるようにしてほしい。		
Ⅱ—２—（２）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—２—（２）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	①・b・c
<コメント> 労務管理についての責任体制を明確にし、有給休暇の取得や時間外労働の把握など、職員の働き方が把握されている。 また、外部の公認心理師との計画的な面談の実施や相談窓口を処遇面、運営面、女性専用と複数設置し、相談しやすい環境を作っている。 さらに、ワーク・ライフ・バランスに配慮した休暇の取り方ができる体制や、結婚しても夫婦で働くことができ、育児休暇も取得しやすい環境になっている		
Ⅱ—２—（３）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—２—（３）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・②・c
<コメント> 期待する職員像は運営理念や運営基本方針の文章のなかに盛り込まれている。職員一人ひとりの育成に向けた取組として個別スキルアップ（研修）計画票を活用し、自己申告で計画を立てている。園外研修については、具体的に計画されている。 しかし、個別スキルアップ（研修）計画では、中間面接等による進捗確認は行われず、評価はそれぞれの職員が行うだけで上席の評価がないまま次年度の計画が作成されている。 今後は、組織的にPDCAサイクルで回せるよう検討してほしい。また園外研修についても年度当初の計画の段階で派遣する職員を明確にし、個別のスキルアップ（研修）計画票と園外研修計画がリンクする体制を検討してほしい。		
18	Ⅱ—２—（３）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・②・c
<コメント> 職員の教育・研修に関する基本方針は各年度の事業計画に明記され、園内研修、現任訓練、学習会、園外研修とそれぞれの目的等も盛り込まれている。園外研修については研修計画が作成されている。 今後は、職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示したうえで、そのための研修は業務命令に基づくものとしてほしい。 さらに、自己研修であったとしても自己啓発援助（SDS）の活用により何らかの助成ができるような仕組みを検討してほしい。		
19	Ⅱ—２—（３）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	①・b・c
<コメント>		

個別スキルアップ（研修）計画票の作成により、職員一人ひとりの研修ニーズが把握されている。さらに、職員会議のグループスーパービジョンや園内研修、現任訓練（学習会・職員面接）、園外研修、自己研修と教育・研修等の機会を数多く確保している。 また、令和３年度より確立したスーパービジョン体制により、職員の専門性や施設の組織力が向上していることを確認した。		
Ⅱ—２—（４）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—２—（４）—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<コメント> 保育士の実習生を受け入れており、受入方針、マニュアルが整備されている。実習担当者は、保育に限らず社会福祉の現場における実習指導者として、専門職としての知識やスキルを習得するため、社会福祉士実習指導者講習会を受講し資質の向上に努めている。 しかし、社会福祉士の実習は受け入れておらず、専門職種の特性に配慮したプログラムはない。 今後は、社会的養護の重要性に鑑み保育士だけでなく社会福祉士等幅広い人材の実習受入を検討してほしい。		

Ⅱ—３ 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—３—（１）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—３—（１）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<コメント> 広報誌、ホームページ等を通して伝えるべき情報が適切に公開されている。特に広報誌については、子どもが通学する学校の担任や民生児童委員等関係者へ配布している。 今後は、地域住民の理解を得るため、地域への広報について工夫を凝らしてほしい。		
22	Ⅱ—３—（１）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<コメント> 事務分掌表、事務決裁規則をはじめとした各種規程を整備し、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営に取り組んでいる。内部監査も担当者を決め実施しており、その結果については理事長に報告書を提出している。また、監事が税理士のため、相談や助言を受けることができる。 今後は、第三者的立場からの視点の重要性に鑑み、外部の専門家による支援を検討してほしい。		

Ⅱ—４ 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—４—（１）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—４—（１）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を	a・b・c

	行っている。	
<コメント> 事業計画には、子どもたちが週末を利用しながら一人ひとりのニーズに応じた地域における社会資源の活用や、社会性を身につけることの重要性が明記されている。 しかし、地域との関わりについて事業計画に明記されているのは園外にあるホームのみである。 今後は、各ホームにおいて成長に応じた地域との関わり方についてを事業計画に明記し、実施してほしい。		
24	Ⅱ—4—（１）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<コメント> コロナ禍によりボランティアの受入れは少ないものの、マニュアルに基づき事前オリエンテーションや個人情報に関する誓約書を求めるなど、受入れに必要なことは行っている。 今後は、社会的養護についての理解を深めるためにも地域の学校教育等との連携は必須であり、児童・生徒・保護者等、広くボランティア等の受入れが求められることから、地域の学校教育等への協力やボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明文化してほしい。		
Ⅱ—4—（２） 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—（２） —① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<コメント> 措置権者である児童相談所はもとより、県内の児童養護施設との連携や地元の要保護児童対策地域協議会の加入によって関係機関との連携は密になっている。また、施設長が地域の公益的な取組として虐待防止やネットワークの構築に主体的に携わっていることが役職員にも情報共有されている。		
Ⅱ—4—（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—（３） —① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<コメント> 法人の中・長期計画の行動指針にも地域福祉への取組を明文化している。地元の要保護児童対策協議会への参加により地域における個別の課題への専門性を活かした助言等の機会が増えている。また、地域住民が直接相談することもあり、専門性や施設機能を活かした対応、支援も行っている。 今後は相談を待つのではなく、地域の福祉向上のために積極的かつ主体的に施設機能を還元できるような体制、仕組みの構築や、地域の具体的な福祉ニーズを把握するための地域住民を対象とした相談会、交流会等の事業が実施できるように努めてほしい。		
27	Ⅱ—4—（３） —② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<コメント>		

公益的な取組については、事務分掌において担当者を位置づけるとともに、事業計画では地元の要保護児童対策地域協議会への参画、子育て短期支援事業の契約締結を明記し実施している。

しかし、地域のための防災対策や被災時の地域住民を対象とした福祉的な取組等について、施設として積極的な情報発信はしていない。

今後は、地域における数少ない福祉拠点として災害時の住民の受入れや支援の在り方について検討してほしい。

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—１ 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—１—（１）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—１—（１）—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉗・b・c
<コメント> 運営理念や運営基本方針に子どもの最善の利益を常に求めることを明文化し、全職員が毎月の職員会議の冒頭に全国児童養護施設協議会の倫理綱領を唱和している。 また、子どもの権利擁護と権利侵害に関する園内研修を実施し、全職員が3か月に一度「児童養護施設における人権擁護チェックリスト」による自己評価に取り組み、その内容を施設長が確認し、必要な場合は職員面談を行っている。		
29	Ⅲ—１—（１）—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・㉘・c
<コメント> 子どものプライバシーを守れるよう、居室は個室又はタンスで間仕切ることによって一人部屋に近い環境にしているほか、一人になって落ち着くことのできるリフレッシュルームを設けている。 しかし、子どもの権利ノートや職員の子どもへの働きかけを示した手引き書である「生活のマニュアル」において、プライバシーに配慮した支援について、一部記載はされているが十分ではない。 今後は、プライバシー保護に関する規程やマニュアルを整備し、子どもや職員への周知を図ってほしい。		
Ⅲ—１—（２）養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—１—（２）—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・㉘・c
<コメント> 入所予定の子どもや保護者等に対しては、職員が児童相談所に出向き、子ども用要覧を用いて説明をする機会を設けている。 また、希望に応じて施設見学を受け入れている。 しかし、子ども用要覧の内容は、文章にふりがなを付けるなど工夫しているが、十分に		

はない。 今後は、子ども用要覧や子ども保護者向けしおり、施設パンフレットについて、定期的に内容の充実を図り、いつ改訂したかわかるようにしてほしい。		
31	Ⅲ—１—（２）—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<コメント> 養育・支援の開始・過程にあたっては、児童相談所と連携し、子どもや保護者等の意思を尊重しながら支援方針を立て、同意を得ている。 今後は、意思決定が困難な子どもや保護者等に対して、よりわかりやすい説明ができるよう、説明資料のさらなる工夫や手順のルール化に取り組んでほしい。		
32	Ⅲ—１—（２）—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<コメント> 措置変更や地域・家庭への移行の際は、職員会議やケース会議において子どもの状況、関係機関との連携等について全職員が情報を共有し、子どもに不利益が生じないように配慮している。 退所の際は、子どもや保護者等に子どもの成長記録や施設からのメッセージを記した「健康手帳」を渡すとともに、退所後も相談に応じることや、関係機関への相談方法について口頭で説明している。 今後は、口頭だけでなく書面で伝えるようにし、伝える内容についても検討してほしい。		
Ⅲ—１—（３）子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—１—（３）—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<コメント> ホームごとにホーム会を開催し、季節に応じた外出や外食について、子どもの興味・関心や希望を聴き取ったうえで実施し、実施後の振り返りを行っている。 また、食事については年２回の嗜好調査を行い、集計結果を職員会議で検討し、献立作成の参考にしている。 今後は、発言しにくい子どもからの意見を受けとめるためにも、定期的に、満足に関する調査を行ってほしい。さらに、調査の結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議等を設置してほしい。		
Ⅲ—１—（４）子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—１—（４）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<コメント> 苦情解決の体制を整備し、各ホームのリビングにチラシと受付書を掲示したり、子どもが手に取りやすい場所に置いている。 また、第三者委員が定期的に来園し、子どもとの交流を持ち子どもが相談しやすい仕組みになっている。苦情の申出内容や解決の記録は適切に管理されており、プライバシーに配慮したうえでホームページ上で情報公開している。		

今後は、内容によっては迅速な対応を要する場合もあることから、受付箱の設置場所や確認頻度について検討してほしい。		
35	Ⅲ—１—（４）—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
＜コメント＞ 子ども用要覧に、子どもの権利として生活で不便なことがある時には、担当職員や施設長、児童相談所職員に話せることを明記している。 相談場所については、子どもの居室やリフレッシュルームなど、子どもが相談しやすい場所を選択できるように配慮している。 今後は、子どもが相談したり意見を述べたりする方法や相手について説明する文書を作成し、その文書の配布や分かりやすい場所へ掲示する等の取組を行ってほしい。		
36	Ⅲ—１—（４）—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
＜コメント＞ 職員は、日常生活において子どもが相談しやすく意見を述べやすい環境づくりと傾聴に努めている。 子どもの意見や要望等は、関わった全ての職員がその都度児童支援記録システムに入力し、職員間で共有し、必要に応じてスーパーバイズを受けながら迅速な対応を行っている。 今後は、これまでの子どもからの相談・意見に対する対応手順や方法などを定期的に見直し、マニュアル化してほしい。		
Ⅲ—１—（５） 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—１—（５）—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
＜コメント＞ 令和６年４月１日から義務化された児童養護施設等における「安全計画」を策定し、従前の「事故防止緊急マニュアル」に自然災害や火災時の対応等についても加えた「緊急時対応マニュアル」を作成している。 今後は、リスクマネジメントに関する協議の場として、全職員参加の職員会議の場を活用するなど、ヒヤリハットの事例の収集と要因の分析に取り組み、事故未然防止に向けての体制を整備してほしい。		
38	Ⅲ—１—（５）—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞ 感染症対策として、各種の感染症に対応するマニュアルを整備し、特に新型コロナウイルス感染拡大防止対策については適宜改訂をし、職員体制や子ども・職員向けの基本対策等を明文化し、全職員で情報共有している。 また、園内研修では、職員を対象に効果的な手指洗浄などの実践的な内容も取り入れている。 今後は、前回の評価結果を踏まえ、マニュアルにフローチャートを加えるなど、感染症		

が発生した場合の手順等を見直してほしい。		
39	Ⅲ―１―（５）―③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<コメント> 火災や地震を想定した避難訓練を毎月実施している。 また、備蓄リストを作成し、有事の際であっても２週間対応できるようにしている。 今後は、「緊急時対応マニュアル」及び「業務継続計画」が、より実効性の高いものとなるよう、内容を精査してほしい。		

Ⅲ―２ 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ―２―（１）養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ―２―（１）―① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・b・c
<コメント> 標準的な実施方法は当年度事業計画に明記している。また、全職員が同じ視点や観点に立って子どもへの働きかけをするための手引書として「生活のマニュアル」に実施方法を記載している。 各ホームは複数職員体制となっており、日々のショートミーティングや職員会議での情報共有、児童支援記録システムによる記録の閲覧などから、それぞれの職員が標準的な実施方法での養育・支援を実施しているかを確認し、適時スーパーバイザーからスーパービジョンを受けることができる仕組みがある。		
41	Ⅲ―２―（１）―② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<コメント> 当年度事業計画の振り返りと次年度事業の計画の話し合いは、全職員が出席する職員会議において行われ、標準的な実施方法の検証・見直しに、職員の意見や提案が反映できる体制になっている。		
Ⅲ―２―（２）適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ―２―（２）―① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c
<コメント> 適切なアセスメントができるように、アセスメント項目に基づき、ホーム職員や副施設長から助言を受けながら、担当職員が自立支援計画を策定している。 今後は、子どもの意向を踏まえて策定した自立支援計画について、子どもからの同意を含んだ手順を定めて実施してほしい。		
43	Ⅲ―２―（２）―② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<コメント> 自立支援計画の評価・見直しの時期については、事業計画の中で計画策定の半年ごとと		

明記しているほか、毎月の目標を定め、その支援内容を全職員が情報共有し、評価・見直しを行っている。 また、子どもに状況の変化が生じ、計画を変更する場合についても、職員会議で手順を確認し、関わった全ての職員が児童支援記録システムに記録し、情報を共有するなど、子どもの支援の質の向上のためにチームとして迅速な対応をとっている。 今後は、評価・見直しにあたって、子どもからの同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施してほしい。		
Ⅲ—２—（３）養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—２—（３）—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㉖・b・c
<コメント> 日々の養育・支援の実施状況については、各ホームのスタッフルームにネットワークサーバーにつなげた専用のパソコンを整備し、児童支援記録システムに記録することで、全職員が記録を閲覧し、情報を共有することができるようになっている。 また、記録する職員によって記録内容や書き方に差異が生じないよう、副施設長が適宜内容を確認し、記録方法や内容についてスーパーバイズしている。		
45	Ⅲ—２—（３）—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉖・b・c
<コメント> 個人情報の保護や情報の開示などに関する個人情報保護規程を定めている。 また、児童支援記録システムは、施錠できるスタッフルームの専用パソコンを使用し、ログイン時にはIDとパスワードを要している。 さらにシステム導入に伴う情報漏えい防止対策を明文化している。		

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—１ 子ども権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—１—（１）子どもの権利擁護		
A①	A—１—（１）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㉖・b・c
<コメント> 毎月開催している職員会議では、全国児童養護施設協議会の倫理綱領を唱和し、子どもの権利擁護について職員の意識醸成を図っている。また、園内研修において施設長が「人権擁護のためのチェックリスト」に取り組む意義や職員一人ひとりが養育について振り返る機会となることを伝え、３か月に一度、全職員が「人権擁護のためのチェックリスト」に取り組み、権利侵害の防止と早期発見に努めている。		

A—1—（２）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（２）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	㉖・b・c
<コメント> 子どもたちへは、児童相談所を通して権利ノートを配布している。子どもとの対話を大切にしており、職員から日々の生活を通して、子ども一人ひとりがさまざまな権利を有していることや大切な存在であることなどを伝えている。また、職員に対しては、子どもの権利に関する研修会を実施したり、「人権擁護のためのチェックリスト」を活用し職員の人権意識の涵養と定期的に養育を振り返る機会を設けるなど、職員が子どもの権利について学ぶ機会を確保している。		
A—1—（３）生き立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（３）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a・㉗・c
<コメント> 児童相談所と連携を図りながら、子どもの年齢や特性に合わせて生き立ちを振り返る機会を設けている。また、子どもの生き立ちや家族の状況等について子どもに話をする場合は、伝えるタイミングや伝え方、内容などについて、職員会議等で慎重に協議し対応している。 今後は、子どもの成長の記録（アルバム等）について、子どもが見たい時にいつでも自由に見ることができる環境をつくるなど検討してほしい。		
A—1—（４）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（４）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㉘・b・c
<コメント> 毎朝ショートミーティングを実施し、職員間で子どもの様子などについて情報共有を図っている。子どもに対する不適切な関わりを防止するため、３か月ごとに「人権擁護のためのチェックリスト」を活用してのチェックを実施し、必要に応じて、施設長との面談を行うなどスーパービジョン体制が確立されている。子どもへは、困ったことがあった場合に職員へ直接相談する方法以外に意見箱への投書ができることを伝え、説明資料を各ホームに掲示し説明している。		
A—1—（５）支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—（５）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	㉙・b・c
<コメント> 入所前に子どもが抱く不安を少しでも和らげ、入所後に安心して生活ができるよう、子どもの希望に応じて、施設見学を実施している。また、入所前には、職員が子どもと面談を行っている。さらに、施設の受け入れ方についても全職員で検討している。子どもが施設内での生活をイメージできるように子ども向けの入所のしおりには、施設での過ごし方や一日の生活の流れなどを記載し、文章にふりがなをつけるなど子どもでも内容が理解できるよう努めている。		

A⑥	A—1—（５）—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	①・b・c
<コメント> 施設退所後の社会生活を想定したリービングケアの一環として、３日間程度の一人暮らし体験を施設内で行っており、退所に向けた子ども本人の自覚と一人暮らしに際しての様々な気づきを促している。また、退所後も子どもがいつでも気軽に施設に相談できることを伝えており、お盆やお正月などの長期休暇には退所者が近況報告のために施設を訪れることもある。さらに、必要に応じて児童相談所などの関係機関と連携を図りながら、就労先を訪問するなど、退所した子どものアフターケアを行っている。		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—（１）養育・支援の基本		
A⑦	A—2—（１）—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	①・b・c
<コメント> 子どもの養育・支援に関する研修会を実施し、子どもの成育歴や障がい特性などを踏まえてどのように支援すべきかなど、職員が受容的・支持的な態度で子どもたちへ寄り添えるよう努めている。 また、子どもへの関わり方については、児童相談所や医療機関と連携を図り、専門的な視点からアドバイスを受け、子どもへの支援に繋げている。		
A⑧	A—2—（１）—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	①・b・c
<コメント> どの職員でも同じ視点や観点に立って子どもへの働きかけや支援ができるよう「生活のマニュアル」を作成している。子どもに対しては、「みんなのルール」を作成し、日常生活で守るべきことなどについて子どもにもわかりやすく説明できるよう努めている。「生活のマニュアル」や「みんなのルール」は、子どものニーズに応じて適宜、内容の見直しをしている。 また、職員は、子どもと個別に触れ合う時間を確保するよう努めており、各ホームでは、子どもの状況に応じて夜間であっても相談に応じるなどの対応をしている。		
A⑨	A—2—（１）—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	①・b・c
<コメント> 「生活のマニュアル」や「みんなのルール」を定め、子どもが日常生活を円滑に送れるように努めている。ルールの見直しなどを行う場合には、ホームごとにホーム会を開催し、子どもと職員が話し合う機会を設けている。 また、子どもの年齢や特性に応じて、それぞれに目標を設定し、年齢が低い子どもについては目標達成の度合いが目に見えるよう「がんばり表」を作成し、子どもへの励まし		

や賞賛等の声掛けを適宜行いながら目標が達成できるよう支援している。		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	㉖・b・c
<コメント> 子どもの学びや遊びに関しては、ホームごとに話し合う機会を設けて、子どものニーズを把握し、そのニーズに対応できるよう努めている。また、子どものニーズに応えられない場合は、子どもの年齢や能力に応じて、その理由をきちんと説明するようにしている。 外遊びの環境としては、ブランコ・滑り台・雲梯を設置し、定期的に遊具点検を行い、安全に安心して遊べる環境を有している。 さらに、施設内に図書室を整備し、子どもの年齢や興味・関心に応じた図書を揃えている。 ホーム内にはゲームや玩具などを揃えて、子どもが自由に自分の好みにあった学びや遊びを選択できるよう配慮している。		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	㉖・b・c
<コメント> 「生活のマニュアル」を作成し、子どもに対しての働きかけや支援の仕方について、職員が同じ視点や観点に立って行えるよう努めている。また、子どもについては、「みんなのルール」で施設内の生活で守るべき内容を示し、説明している。さらに、社会性を身につけるため、場面場面に応じた約束ごとや対応の仕方などを子どもの年齢や特性に応じて伝えている。 なお、高校生については、携帯電話の所持が認められており、その際の約束事について書面と口頭で説明を行っている。		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	㉖・b・c
<コメント> 食事の時間前には自然と子どもたちがリビングに集まり、職員が食事の支度をする様子を見たり、自発的に配膳を手伝うなど家庭的な雰囲気の中で食事の時間を楽しみにしている。学校行事などで帰宅が遅くなった子どもには、適温で食事を提供できるように努めている。日々の残食の状況などについては、給食日誌に記録している。 また、年2回、嗜好調査を実施し、子どもたちの嗜好を踏まえて、職員会議で献立検討を行っている。		
A—2—(3) 衣生活		
A⑬	A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㉖・b・c
<コメント> 衣類については、職員が洗濯をしているが、年齢が高い子どもは自分で洗濯をしたり、アイロンがけなどを行っている。洗濯後の衣類は職員が畳み、子どもごとに所定の場所に		

置いており、子どもが自分で自室のクローゼットにしまうようにしている。 また、職員は、子どもが季節や TP0 に合わせた適切な服装を選択できるよう適宜声掛けをするなどの支援をしている。 さらに、「みんなのルール」の中で衣類に関して一定の決まりはあるものの、子どもが自分の好みにあった衣類を職員と共に購入する機会を設けている。		
A—2—（４）住生活		
A⑭	A—2—（４）—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	①・b・c
<コメント> 子ども部屋については、年齢に応じて一人部屋またはタンス等の家具で仕切りを作り、一人部屋に近い環境を整備している。各部屋では、子ども自身がぬいぐるみなど好きなものを飾ったりすることで、居心地の良い空間を確保している。 各ホームでは、月に１回、子どもと職員と一緒に大掃除を行うようにしており、その時に職員が破損箇所がないかなども確認するようにしている。 また、夏休みや冬休みなどの長期休暇期間の際は、各ホームで話し合いを行い、掃除当番の場所を決めるなどして、掃除等の習慣が身につくようにしている。		
A—2—（５）健康と安全		
A⑮	A—2—（５）—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	①・b・c
<コメント> 毎月、身体測定と年に２回の健康診断により、子どもの発育・発達状態の把握に努めている。また、服薬が必要な子どもについては、薬と処方薬の説明書を鍵のかかる場所で保管している。１週間分の薬については、朝・昼・晩と分けて蓋が透明な薬箱で管理しているため、飲み忘れも一目でわかるようにしている。子どもが薬を服用する際には、職員が手渡しし、職員の目の前で服用するよう働きかけている。 また、医療や健康に関しての園内研修や職員会議を通じて、職員の知識を深めるための機会を設けている。		
A—2—（６）性に関する教育		
A⑯	A—2—（６）—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・②・c
<コメント> 子どもの年齢に応じて、異性との関わり方や注意すべきことなどを職員から子どもへ日頃の生活の中で伝えている。また、日常生活において他者との適切な距離感やプライベートゾーンなど性に関して、何かあれば職員が個別に対応し、基本的には同性の職員が対応するように配慮している。 現在は、性に関するカリキュラムの策定や研修会等の実施に至っていない。 今後は、職員の間でも性をめぐる諸課題への支援のあり方等について検討する機会の確		

保や勉強会を行うなどの取り組みを進めてほしい。		
A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑱	A—2—（7）—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	㉓・b・c
<コメント> 子どもの特性等について、児童相談所、医療機関、学校などの関係機関と緊密に連携を図っており、一貫した支援が行えるよう職員会議等を通じて情報共有に努めている。また、子どもへの適切な援助技術が習得できるよう園内研修等を実施している。 子どもがストレスを抱えた場合に利用できる部屋（リフレッシュルーム）を各ホームに設けており、職員と一対一で話をしたり、ストレスを発散できるような空間を確保している。		
A⑲	A—2—（7）—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	㉓・b・c
<コメント> 問題の発生予防のために、施設内の危険箇所マップを作成し、各ホームに掲示すると共に、子どもへ説明をしている。職員の配置や勤務形態のあり方について、随時確認し、必要に応じて調整している。 また、子どもの各ホーム編成を決める際には、子どもの関係性や年齢や特性などを考慮し、職員会議等で協議・決定をしている。 問題が発生した場合には、施設で作成した「緊急時対応マニュアル」に則って、児童相談所をはじめとする関係機関と連携を図り、対応するようにしている。		
A—2—（8）心理的ケア		
A⑲	A—2—（8）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・㉔・c
<コメント> 施設内には、心理療法を実施するスペースはあるものの、心理療法を行うことができる有資格者は配置していないため、児童相談所の心理担当職員の協力を得ながら、心理的ケアが必要な子どもへの支援を行っている。 また、職員は年3回、外部の心理の専門家からスーパービジョンを受けており、今年度から心理的ケアが必要な子どもへの対応について事例検討会を再開する予定としている。 今後は、施設において子どものニーズに応じて心理療法を実施し、子どもの心理的ケアが必要なときに適宜行えるよう、心理療法を行うことができる有資格者の配置について引き続き検討してほしい。		
A—2—（9）学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—（9）—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㉓・b・c
<コメント> 子ども部屋には一人ひとりに学習機を用意し、子どもが落ち着いて勉強に取り組める環境を整えている。また、自室以外にも各ホームの和室やリビング、管理棟の学習室などを利用できるようにしており、子どもが集中して学習に取り組めるよう支援している。さら		

に、学校と連絡を取りながら、子ども一人ひとりの学力や特性、子どものニーズに応じて、職員が学習指導を行ったり、地域の学習塾を活用するなど学習支援に努めている。		
A⑳	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉑・b・c
<コメント> 子どもの進路等については、高校受験のときから将来について職員と子どもが話し合う機会を設け、子ども自身が自分の将来について考えるよう支援している。 高校卒業後に進学を希望する子どもについては、学費や一人暮らしのための費用など子どものニーズに応じて必要な情報を提供するように努めている。 また、子どもの進路決定については、子どもの希望を尊重しながら、保護者や学校、関係機関と連絡を取り合い、協議する機会を設けている。 さらに、必要に応じて措置延長を行い、継続した支援に努めている。		
A㉑	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・㉒・c
<コメント> 高校生以上の子どもは、アルバイトを通じて対人技術の習得や社会のルールを実感する機会を得ている。また、退所後の生活に備えて貯蓄を行うなど、アルバイトで得たお金は子ども自身で管理している。 今後は、職場体験や実習は子どもが仕事の内容や自分の適性を知る意味でも大切な機会となるため、学校と連携しながら、子どもの自立に向けた取組をなお一層進めてほしい。		
A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉒	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉑・b・c
<コメント> 家族からの相談については、家庭支援専門員を中心に複数名の職員が対応できるよう、相談体制を整えている。また、家族との交流については、児童相談所と連携と図りながら、それぞれの状況に応じて、子どもとの定期的な面会交流や外出、一時帰省などへ繋げる家族調整を行っている。		
A—2—(11) 親子関係の再構築支援		
A㉓	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<コメント> 親子関係の再構築支援のため、それぞれのケースに応じて可能な限り家族との交流を実施している。ケースによっては、子どもの近況等について「家庭への通信」を職員が作成し、家族に対して児童相談所を通じて知らせるよう努めている。それぞれのケースについては、家庭支援専門員を中心に職員会議等を通じて情報共有を図り、施設全体で親子関係の再構築支援に取り組んでいる。 また、施設内においても子どもと家族との交流が図れるよう、宿泊等ができる場所（家庭支援棟）があり、活用している。		